

### 「治癒報告書」の提出について

#### 学校保健安全法施行規則に定められている感染症と出席停止の基準

種別	感 染 症 の 種 類	出 席 停 止 期 間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、 痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、 ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルスによる)、 鳥インフルエンザ(AウイルスH5N1による)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)  百日咳  麻疹(はしか)  流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)  風疹(三日ばしか)  水痘(みずぼうそう)  咽頭結膜熱    結核、髄膜炎菌性髄膜炎	発症後5日を経過し、かつ解熱した 後2日を経過するまで  特有の咳が消失するまで  解熱した後、3日を経過するまで  耳下腺の腫れが出た後5日を経過 し、かつ全身状態が良好になるまで  発疹が消失するまで  すべての発疹が痂皮化するまで  主要症状が消退した後、2日を経過 するまで  病状により学校医等において感染 のおそれがないと認めるまで  <small>※ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症 については、病状により医師において感染のおそれがない と認めたとときは、この限りではありません。</small>
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医等において感染の おそれがないと認めるまで  <small>(症状によって登校してもよいと医師が判断した時は登校できます。)</small>

学校保健安全法第19条により、左面の学校において予防すべき感染症に罹患した場合は、「出席停止」となります。  
欠席扱いにはなりませんので、医師の「登校許可」が出るまで休ませてください。  
医師の「登校許可」がございましたら、保護者の方で下記「治癒報告書」を記入の上、登校の際、ご提出してください。

..... キリトリ線 .....

#### 治 癒 報 告 書

一燈園小・中・高等学校  
学校長 相 大二郎 様  
小・中・高 年 氏名

< 診断名 >

< 受診医療機関 >  
病 (医) 院名

< 出席停止期間 >  
平成 年 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )

上記のとおり、学校感染病に罹患し、療養していましたが、医師より登校許可がございましたので 月 日 ( ) より登校させます。

保護者氏名 印